

北広島市青葉浄水場跡地利活用事業公募型プロポーザル質問回答【第2回目の質問への回答】

No.	質問箇所	内 容	回 答
1	【募集要項6ページ6：開発における留意事項(5)道路関連】北進通の中央分離帯について	開発道路を設置した場合、入口に合わせて北進通の中央分離帯の形状を変更することは可能でしょうか。	募集要項6ページ第6：開発における留意事項(5)道路関連に記載のとおり、道路管理部署との協議が必要です。
2	【募集要項6ページ6：開発における留意事項(5)道路関連】取付道路(私道)について	私道の1箇所当たりの幅員は4.5mくらいでよろしいでしょうか？	出入りに支障のない幅員としてください。提案される計画の内容により状況が異なることから、具体的な数値はお示しできません。
3	【募集要項6ページ6：開発における留意事項(8)自治会、公益施設等「集会所の建築について」】集会所の市への帰属管理について	集会所などの公共物を築造した場合、市への帰属管理は可能でしょうか？	集会所などの築造には、青葉浄水場跡地周辺の住民及び自治会等への説明及び意向確認が必要になるものと考えますので、現時点で市への帰属管理が可能かどうかをお答えすることはできません。

No.	質問箇所	内 容	回 答
4	【募集要項 1 1 ページ① イ事業計画概要】【様式 3 - 2】イメージパース（任 意様式）の掲載について	イメージパースは、造成宅地のみのも が必要でしょうか？それとも建物数棟 も含まれた方が良いでしょうか？また 掲載とありますが添付することによろ しいでしょうか？	イメージパースは、当該土地の利活用 事業としての完成形とし、建物を含め たものとしてください。 また、イメージパース及び土地利用計 画図は添付ではなく、【様式 3 - 2】 に掲載してください。 なお、【様式 3 - 2】の枚数は、様式 のテキストボックス内で「3枚以内」と 記載していましたが、「4枚以内」に 変更します。
5	【募集要項 1 3 ページ 9 契約締結と解除等 (3) 買戻 し特約の登記等】「企画提 案書に基づく事業に係る 開発行為を完了した場合は 買戻し特約の抹消登記 を行う」について	実際にはどのタイミングでしょうか？ 例えば、宅地販売ごとに抹消なのか、 宅地完成時全ての宅地を抹消するの かどちらでしょうか？また、店舗併 用住宅等の建築条件付き宅地等は どの時点になりますでしょうか？	募集要項 1 3 ページから 1 4 ページに 記載のとおり、都市計画法第 3 6 条 第 3 項に基づく公告をもって開発行 為の完了とするため、このタイミン グで買戻し特約登記の抹消が可能 です。
6	【資料 (10) 3 アスベスト 調査結果】	浄水場管理棟の鉄骨屋根部分の底に 石綿吹付跡があり全体的に剥がして います。その個所の改修工事の工事 記録は御座いますか？	平成 1 8 年度に実施した「石綿除去 工事」の記録が残っています。閲覧 を希望される場合は、事前に連絡 の上、市水道部水道施設課窓口ま でお越しください。
7	【その他】既存井戸につ いて	既存井戸があるとのことですが、場 所はどこでしょうか？	当該土地入口を入ってすぐ右手に ある、着水井の建物の地下です。